

## 会議録（2023年度 第6回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日時 2024年1月18日（木） 午後1時30分～午後5時20分
- 2 場所 愛知県本庁舎6階 正庁
- 3 出席者  
(委員) 阿部委員、小川委員、加藤委員、北野委員、木全委員、  
小谷委員、平松委員、藤森委員  
(県建設局) 建設局技監、建設企画課担当課長  
(県都市・交通局) 公園緑地課長  
(県建築局) 公営住宅課担当課長  
(県農林基盤局) 農地計画課長、農地整備課長、農林総務課農林技術管理室長
- 4 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ①第5回委員会 会議録について
    - ②第5回委員会 修正評価調書の確認について
    - ③第5回委員会 継続審議について
      - 【再評価】都市公園事業 2事業
    - ④対象事業の審議について
      - 【事前評価】公営住宅等整備事業 3事業
      - 農業農村整備事業 4事業
      - 【再評価】農業農村整備事業 3事業
    - ⑤2023年度委員会の主な意見と対応について
  - (3) 閉会

## 1 第5回委員会 会議録について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

## 2 第5回委員会 修正評価調書の確認について

特に意見なし。(※事前に書類審査済)

[結論] 修正評価調書について了承する。

## 3 第5回委員会 継続審議について

### 【再評価】

①都市公園事業：大高緑地の再説明

②都市公園事業：牧野ヶ池緑地の再説明

公園緑地課から（残事業箇所を中心に）説明。

特に意見なし。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

## 4 対象事業の審議について

### （1）公営住宅等整備事業

#### 【事前評価】

①公営住宅等整備事業：尾西住宅、橋爪住宅、岩田住宅の一括審議

公営住宅課から説明。

[委員] 評価調書の3ページ目や説明では、環境負荷はないと断言していたが、建設すると何かしらの環境への影響はずなので、表現を変えるべき。例えば、「建替による、周辺、自然環境への新たな負荷はない。」としてはどうか。

[県] 承知した。ご意見に従って修正する。

[委員] 既存の敷地であるため環境破壊はないと思うが、工事をするのは少なからず周辺に迷惑をかけているはずなので、修正するほうがよい。

[県] 承知した。工事の際には、周辺へ配慮して行うようにする。

[委員] 尾西住宅は9棟から3棟になっているが、棟数が減ると管理コストが下がるからか。

[県] 管理コストは、棟数よりも戸数の影響が大きいと考える。  
事業前では戸数を確保するため南北方向の住棟があるが、現在では住環境に配慮して避けている。その上で、必要戸数の確保や建替のローテーションを踏まえると事業後の図で示したような3棟の計画となる。

[委員] 建設戸数は245戸となっているが、適切な戸数なのか。

[県] 原則、現在の入居者分の戸数を確保することとしている。  
建替の際に他の住宅に移転される入居者が2~3割いるが、従前入居者が入居しなかった住戸は、一般公募となる。

[委員] 能登半島地震の被災者を公営住宅の空き住戸で受け入れていると聞いている。今回評価事業の戸数設定は、そのような事態を想定していないということか。

[県] 能登半島地震において、公営住宅では多くの被災者を受け入れており、住宅セーフティネットの中核を担っている。  
愛知県でも1月4日から受付を開始し、1月15日時点で申し込みが67戸、入居が10戸となっている。災害時にも住宅セーフティネットの役割を果たすことができるように戸数を設定していく。

[委員] どのように階数、棟数を決定しているのか知りたい。

[県] 日影の影響を考慮して決定しており、冬季でも日照が確保できる計画となっている。

[委員] 尾西住宅はこれまで駐車場がなかったのか。

[県] おっしゃる通り。現在は、入居者に県営住宅外で駐車場を借りていただいている。

[委員] 今回の建替で棟数を減らしたことで駐車場を確保でき、貨幣価値化可能な便益としても計上している。調書にも記載したほうがよいのではないか。

[委員] 住宅内で駐車場を確保することで、入居者の負担が減るため事業の効果としてよいと考える。

住棟を増やして駐車場を減らしたほうが B/C は上がるが、自動車を所有しており、駐車場がない住宅には入居したくないという人もいる。現状のニーズに合わせているという点でも事業の効果といえる。

貨幣価値化困難な効果として記載すべきである。

[県] 承知した。貨幣価値化困難な効果として「建替にあたり、駐車場を一戸につき一台整備している」旨を記載する。

[委員] 工事期間が長い住宅では、当初の予定より再入居を希望する人が減っていくのではないか。

[県] 事業前に入居者数以上の戸数を確保するため、全員が再入居を希望しても支障ないことが前提としてある。

その上で、入居者に再入居の希望を調査するが、建替決定時だけではなく、各住棟の完成後にも行っている。その際には、部屋番号まで決めていただき、重なった場合は抽選とし、全入居者の入居先が決まるまで繰り返している。中には、このタイミングで他の住宅へ移転を希望する方もおり、県で住戸の斡旋を行っている。

[委員] 再入居を希望する人が減ったとしても、公募したり災害時の受け入れ先として活用したりするため、それほど問題ではないということか。

[県] おっしゃる通り。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

## (2) 農業農村整備事業

### 【事前評価】

#### ①農業農村整備事業：新日光西の審議

農地計画課から説明。

[委員] 流出量が増えている原因は、温暖化ではなく地域の都市化という認識で良いか

[県] 流出量増の主な要因は、流域内の都市化であるが、温暖化による降雨量の増も一因と考えている。

[委員] 今後も温暖化や都市化の影響により、更に流出量が増加することも予想されるため、基準雨量（341mm/3日）の定義を明確にしておいたほうが良い。

[県] 近年の降雨実績まで反映して基準雨量を算出している。そのため近年の温暖化に伴う降雨量の増は加味されている。

[委員] 基準雨量は将来の温暖化に伴って降雨量が増加することは考慮されていないということで良いか。

[県] 現行の国の基準では考慮することを認められていない。

[委員] 基準雨量を記載する際に算定根拠となる降雨実績の期間を記入しても良いかもしれない。

[委員] 現在、湛水時間が31.8時間となっており、24時間以内とすることに対して、23.3時間となる計画となっているが、今後、温暖化等の影響により流出量が増えてくることが予想される中、24時間すれすれとなるように計画することに対して少し疑問がある。施設を20年、30年と活用することを考慮すると、計画に将来予測を考慮することはできないのか。とは言え、10時間以内とかで計画した場合、それはオーバースペックになってしまうとは思いますが。

[県] 排水計画は農林水産省が定める基準に従っており、実績降雨に基づき算出することとなっている。温暖化等の影響により流出量が増加することが予想されるため、将来の降雨量を考慮した基準の見直しを愛知県から要望している。

[委員] 今回の計画は、将来降雨量が増える見込みの中、基準ギリギリの整備内容となっている。安全性を考えると一般県民から批判されることも考えられるので、設定根拠として国の基準に基づいて計画していることを明記にした方が良い。

[県] 評価調書の記載方法について検討する。

[委員] どうして2002年を旧況として設定しているのか。排水機場を設置時の能力に戻さなくて良いのか。

[県] 今回の計画のひとつ前の計画が旧況となる。前回の地区内における排水機場の事業計画を策定した年が2002年であり、その当時（2002年）の排水能力が国の基準を満たしていることとなる。

[委員] 計画時点で古くなった排水機場を順に更新し、その時点で必要な排水量を確保しているということで良いか。

[県] そのとおりである。

[委員] 2002年以降に整備した排水機場（3機場）もあるが、今回の計画ではその排水機場の能力を反映しているのか。

[県] 地区内の6機場全てにおいて、現在の排水能力を調査して反映している。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に対応方針（案）を了承する。

## 【事前評価】

### ②農業農村整備事業：江南の審議

農地計画課から説明。

[委員] スライドの写真にあるように道路下に埋設されている用水管もあるようだが、それらは塩化ビニル管であっても破損の危険は無いのか。

[県] 農道や大型車の通行が少ない一般道に関しては、道路管理者の許可基準が定められており、塩化ビニル管であっても破損の危険は無いとされている。ただし、県道規模以上の道路については道路管理者の許可条件により、より

強度の高いダクタイル鋳鉄管を布設することもある。

[委員] 環境への影響に係る保全対象生物の対応について、別地区では対象生物を移動させるとの記載があったが、本地区では特に記載が無い。地区によって対応が違うのか。

[県] 先に説明した地区は、元々水中に住み付いていた生物が、工事による排水により死んでしまう可能性があるため移動させるもの。

本地区は、土中に埋設されたパイプラインの更新であり、移動すべき保全対象生物が存在しないと考える。

[委員] 調書の記載について、事業目標等に「漏水被害と石綿に起因する健康被害を防止する」とあるが、「石綿に起因する健康被害を起こさないように漏水対策を行う」が正しい言い回しではないか。

また、貨幣価値化困難な効果として「アスベストの飛散等に伴う被害が防止される効果がある」としているが、それは事業目的からしてあたりまえのことではないか。

[県] 調書の記載手法を検討する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に対応方針（案）を了承する。

## 【事前評価】

### ③農業農村整備事業：井ヶ谷の審議

農地計画課から説明。

[委員] 事業目標で担い手農地利用集積率 16.1%の増加を見込んでいるが、その裏付けになるものはあるのか。

[県] 事業計画を策定する際に、事業区域内の各筆の営農者を確認し、地元調整の上事業実施後の各筆の営農者も決め、それを踏まえて算出している。

[委員] 事業目標の担い手農地利用集積率に裏付けがあることが、事業評価調書からわからないため、その旨記載してはどうか。

[県] 事業目標の担い手農地利用集積率の裏付けがあることがわかるよう記載方法を工夫する。

[委員] 事業実施後の排水路の構造はどうなるのか。

[県] 計画の排水路はⅡ型組立水路であり、維持管理の軽減のため水路の底面にもコンクリートを打設する。

[委員] 現況の土水路からコンクリート水路になることによる生態系への影響が大きいと思われる。土水路の管理が大変なことも理解できるが生態系への影響を軽減できるよう施工時に検討していただくことを要望する。

[県] 事業実施の際、地元説明会等で話をして、検討していく。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に対応方針（案）を了承する。

## 【事前評価】

### ④農業農村整備事業：須ヶ脇第一の審議

農地整備課から説明。

[委員] 計画では旧況と同口径のポンプを設置するにも関わらず湛水時間が旧況よりも減少しているが、どのような理由か。

[県] 須ヶ脇第1排水機場が建設された後、元足立排水機場が増設されたため、湛水時間が旧況よりも減少している。

[委員] 評価調書にもその旨を記載されたい。

[県] 承知した。

[委員] 元足立排水機場を移設する計画であるが、どこに移設するのか。また、移設費用は事業費に含まれているのか。

[県] 現況は須ヶ脇第1排水機場の吐水槽に水中ポンプが増設されているが、新設した須ヶ脇第1排水機場の機場内に移設する。  
移設費用は事業費に含んでいる。

[委員] 事業期間中、仮設ポンプを設置するとのことだが、設置期間はいつからいつまでか。



[県] 既設の排水機場の撤去を行う2025年から新設排水機場が設置される2028年の予定である。

[委員] 4年間、仮設ポンプで排水をまかなうことができるのか。

[県] 常時排水が必要な地域で、稼働頻度も高いことから、メンテナンス等に備えた余裕を持たせた設置台数として、口径200mmのポンプを21台設置する予定である。

[委員] 評価調書にもその旨を記載されたい。

[県] 承知した。

[委員] 既設の排水機場の排水能力が2.5 m<sup>3</sup>/sから0.6 m<sup>3</sup>/sに減少している。他の排水機場と比べて減少量が大きく感じるが、何か理由があるのか。更新をしてもすぐに排水能力が足りなくなるのではないか。

[委員] 排水能力が下がりやすいのであれば、それを見込んだ整備をするべきではないか。

[県] 常時排水の必要な地域であり、稼働頻度が高い排水機場である。また、愛知県では排水機場設置後、排水能力を維持するために20年を目処にポンプのオーバーホールを実施しているが、須ヶ脇第1排水機場はメンテナンスをしているものの、オーバーホールが未実施であったことからここまで排水能力が低下しているものと考えられる。  
今後は管理者への指導も進めていく必要がある。

[委員] 評価調書にもその旨を記載されたい。

[県] 承知した。

[結論] 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

## 【再評価】

### ⑤農業農村整備事業：賞正1期の審議

農地整備課から説明。

[委員] 進捗状況が5年間で51.4%ということだが、残り3年で完了するという見通しはどうか。

[県] 下流は住宅等の建物も少なくなってくるので、今後は計画どおり進捗できると考えている。

[委員] 用地補償費が計上されているが何か必要となったのか。

[県] 水道や電柱で工事に支障となるものについて、移転が必要となるため補償費を計上している。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

## 【再評価】

### ⑥農業農村整備事業：円楽寺の審議

農地整備課から説明。

[委員] 旧況の排水量5.8 m<sup>3</sup>/s は円楽寺第2排水機場も含めた数値なのか。

[県] 円楽寺第2排水機場は含めていない。

[委員] 円楽寺排水機場の設置後に、円楽寺第2排水機場が設置され、現況は2つの排水機場で地域の排水を行っているということか。

[県] そのとおりである。円楽寺第2排水機場の排水能力2.5 m<sup>3</sup>/s を含めて、地域の排水を行っている。

[委員] 河川管理者との調整協議により事業期間を延長しているが、調整に期間を要したのか、それとも調整の結果として工事期間を延長する必要性が生じたのか。どちらの要因が大きいのか。

[県] どちらの要因もある。

[委員] 評価調書にも具体的に延長の要因と何が延長したのか記載した方が良い。

[県] 承知した。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

## 【再評価】

### ⑦農業農村整備事業：東細谷の審議

農地整備課から説明。

[委員] 区画整理の事業進捗率が13.2%であるが、今後の事業進捗の見込みでは、予定工期内の完了を目指すとなっている。また、事前評価時の効果が1.25、今回の再評価時では1.04でギリギリとなっているが、実際に大丈夫なのか。

[県] ほ場整備事業は、個人の土地を扱うため、地元の合意形成を図る必要がある。農家の方がどういうかたちで整備されるかがイメージできないとなかなか合意形成に至らない。事業開始時は、作止めの調整にも苦慮し、工事の施工範囲が狭かったが、5年の間で、地元意見聞きながら実施し、事業実施後に、ほ場が大きくなり、良くなっていくのを地元は目に見ている。今後は、積極的に作止めの調整等を協力してもらい、事業の進捗を図りたいと考えている。

効果は厳しいが、効率的な発注やコスト縮減に努めたい。

[委員] 今後の事業進捗の見込みのところに、今後は地元調整が図られたため事業の進捗が図られると記載したらどうか。

[県] 承知した。

[委員] 合意形成が図られたことで、進捗が図られる見込みがあるのか。合意形成が図られれば、進捗の阻害要因はないか。

[県] 延伸した予定工期内に完了できるよう、予算確保に努めていく。

[委員] 予算確保に、効果の影響はあるのか。

[県] そういったものはない。この地区は畑地帯であるが、水田が多いと国産農産物安定効果が増えたりする。また、社会的割引率の4%となっているが、

実際との乖離があり、その面でも効果が出にくくなっている。効果が出なくて、必要な整備ができないということはあってはならない。

[委員] 今まで見た中でも、効果は低い部類に入る。事業を実施することの具体的なメリットはないか。

[県] この地区に限ることではないが、区画整理を実施すれば大区画になり大型機械で作業することが出来るようになる。また、水はけを良くすることで、水田でも裏作でキャベツが作れるようになり、土地の収益性があがる。

[委員] 労務費が確実にあがっているが、効果には農作物の値上がりは反映されているのか。

[県] 今回、効果を2023年で見直ししていることから、労務費の値上がりは反映されている。キャベツなどの作物については、過去5ヶ年平均単価であるため、遅れて反映される。

[委員] 金銭の評価であるB/Cが1.04とギリギリであるため、貨幣価値化困難な効果を追加記載することが必要ではないか。

[県] 事前評価の際にも説明させていただいたが、農業農村整備事業が有している貨幣価値化困難な効果として、地域のコミュニティの形成など期待できる効果を記載したい。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

## 5 2023年度委員会の主な意見と対応について

事務局から説明。

特に意見なし。

以上